

# 西条市農業委員会 平成30年度第3回総会 議事録

1. 日 時 平成30年6月5日(火) 午後2時00分から午後3時10分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%  
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.67%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	2番	明比 典正	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	3番	徳増靖記	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	4番	加藤 武司	15番	山内 隆	23番 真鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	18番	佐伯 賢造	
	10番	一色 司	19番	玉井 一男	

## ○欠席者氏名

5番 松本 義之

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	11番	栗田 房信	24番	石川 清幸
	2番	石橋 和歆	12番	森田 忠茂	25番	渡部 靖
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	29番	曾我 敏数
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明		
	8番	宮武 恭宏	18番	四之宮 明		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	23番	永井 正幸		

## ○欠席者氏名

19番 真鍋 幸正 20番 高橋 正 22番 佐伯 美一 30番 今井 文雄

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 平成29年度西条市農業委員会事業報告について
- 議案第8号 平成30年度西条市農業委員会事業計画(案)について
- 報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 谷本 仁志  
事務局次長 渡邊賢一郎  
事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

## 7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

### 議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。  
眞鍋美鈴 委員、高橋忠親 委員の両委員をお願いいたします。  
なお、欠席届出が、農業委員 5番 松本義之 委員  
推進委員 19番 眞鍋幸正 委員、22番 佐伯美一 委員、  
30番 今井文雄 委員、から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議 長 まず、19号について、審議いたします。  
この件については、〇〇 委員は、譲受人にあたり、農業委員会  
法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦、ご退席願いま  
す。

(〇〇 委員 退場)

議 長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の渡邊です。よろしくお願ひいたします。失礼して、着座  
にてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

19号は、〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇 氏から、所  
有権の移転を受けようとする申請でございます。以上1件、ご審議  
よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 19号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。  
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、  
以上、1件を、原案どおり許可することといたします。  
以上で 〇〇 委員に関する案件は終了いたしましたので、入室  
を認めます。〇〇 委員、お入りください。

(〇〇 委員 入場・着席)

審議を再開いたします。次に、22号について、審議いたします。  
この件については、〇〇 委員は、譲受人にあたり、農業委員会  
法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦、ご退席願いま  
す。

(〇〇 委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 22号は、〇〇氏が、自己の非農地との交換のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。〇〇氏の所有する雑種地と、〇〇氏の所有する農地との交換でございます。以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 22号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件を、原案どおり許可することといたします。

以上で 〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場・着席)

審議を再開いたします。次に、44号及び45号について、審議いたします。

この件については、〇〇委員は、譲渡人及び譲受人にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦、ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 44号及び45号は、〇〇氏と、〇〇氏が、経営効率化のため、互いの農地を交換しようとする申請でございます。以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上、2件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 44、45号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、2件を、原案どおり許可することといたします。  
以上で ○○ 委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。○○ 委員、お入りください。

(○○ 委員 入場・着席)

審議を再開します。残りの23件について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは引き続き説明をさせていただきます。改めまして、4ページをお願いいたします。

20号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

21号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

23号及び24号は、○○氏と、○○氏が、交換により、隣接する既存所有農地との一体利用を図ろうとする申請でございます。この場合、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、4千㎡という下限面積要件は適用除外となります。

25号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

26号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

27号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

28号は、○○会社が、○○氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

29号は、○○氏が、○○氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

30号は、○○氏が、○○氏から、贈与を受けようとする申請でございます。この場合、既存の自己所有農地との一体利用を目的とするため、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、4千㎡という下限面積要件は適用除外となります。

31号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

32号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所

事務局	<p>有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>33号及び34号は、〇〇会社と、〇〇氏が、交換により、隣接する既存の所有農地との、一体利用を図ろうとする申請でございます。</p> <p>35号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>36号及び37号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏、並びに、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>38号は、〇〇氏と、〇〇氏が、〇〇氏の慣行小作権と、〇〇氏の所有権を交換しようとする申請でございます。</p> <p>39号及び40号は、〇〇氏の慣行小作権を、〇〇氏へ移転し、併せて、当該農地の小作地解放を図ろうとする申請でございます。</p> <p>41号及び42号は、〇〇氏が、経営規模拡大、及び、小作地解放のため、〇〇氏、並びに、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>43号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>以上、23件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>農地法第3条の申請について、以上23件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。19号、22号、44号及び45号を除き、20号より、順次、お願いいたします。</p>
地区委員	<p>20号 問題ありません。</p> <p>21号 問題ありません。</p> <p>23、24号 問題ありません。</p> <p>25号 問題ありません。</p> <p>26号 問題ありません。</p> <p>27号 問題ありません。</p> <p>28号 問題ありません。</p> <p>29、30号 問題ありません。</p> <p>31号 問題ありません。</p> <p>32号 問題ありません。</p> <p>33号 問題ありません。</p> <p>34号 問題ありません。</p> <p>35号 問題ありません。</p> <p>36、37号 問題ありません。</p>

地区委員	<p>38号 問題ありません。</p> <p>39、40号 問題ありません。</p> <p>41、42号 問題ありません。</p> <p>43号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、23件を原案どおり許可することといたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法第4条関係</p> <p>次に、10ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。</p> <p>4号は、〇〇氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に駐車場として使用されており、その、是正案件でございます。申請者には、始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。</p> <p>5号は、〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。</p> <p>6号は、〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>以上3件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第4条の申請について、以上3件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いいたします。4号から、順次、お願いいたします。</p>
地区委員	<p>4号 問題ありません。</p> <p>5号 問題ありません。</p> <p>6号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上3件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

次に、12ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

23号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

24号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

25号は、〇〇社が、〇〇氏から、所有権移転を受け露天駐車場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に駐車場として使用されており、その、是正案件でございます。申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。

26号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

27号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

28号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

29号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

30号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

31号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

32号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

33号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地への進入路として転用しようとする申請でございます。

34号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。



事務局	以上12件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	農地法第5条の申請について、以上12件、提案いたしますので、よろしくご審議願ひます。委員の皆さん、何かありましたら、願ひします。23号から、順次、願ひします。
地区委員	<p>23号 問題ありません。</p> <p>24号 問題ありません。</p> <p>25号 問題ありません。</p> <p>26号 問題ありません。</p> <p>27号 問題ありません。</p> <p>28号 問題ありません。</p> <p>29号 問題ありません。</p> <p>30、31、32号 問題ありません。</p> <p>33号 問題ありません。</p>
〇〇委員	34号、書面上は大丈夫なんでしょうが、近隣住民からは、なんの説明もないまま太陽光を設置するということで、反対意見があった。
議 長	先ほど、地元委員さんから指摘がありましたが、太陽光に関して、近隣住民の同意書のようなものは添付する必要はなかったと思うが、施工者側には、近隣への報告義務のようなものはないのか。わかっているところがあれば事務局から報告を願ひたい。
事務局	失礼します、周辺からの同意書については、提出義務はないので、周辺の同意が無いということをもって不許可にするということは難しい。しかし、本件は、住宅にかなり近いところに建設する予定となっているので、事業者に対しては、他の案件でもそうだが、周りの方に事前に説明するように指導は行っている。
議 長	提出義務はないということで、農業委員会としては、指導を行うことくらいしかできない。
〇〇委員	おそらく、そうだろうとは思っていたが、近隣の方々からすれば、突然のことであり、雨水の問題であるとか、太陽光パネルでの光の反射であるとかを、いろいろ問題があるのではないかと、周辺の方々には話しているようである。
議 長	この件に関しては、事務局を通じ、業者側へ、近隣の方々へ説明

議 長 をしていただくよう指導をお願いしたいと思う。  
そのようなことでよろしいでしょうか。

〇〇委員 わかりました。

議 長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということですので、以上12件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地転用事業計画変更関係

議 長 次に、16ページ、議案第4号、農地転用事業計画変更に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。こちらは、4条、5条の関連案件となっております。  
1号は、昭和〇〇年に、〇〇氏が、自己住宅の建築を目的として、許可を得た案件でございますが、許可後、建築の必要がなくなり、現在に至っております。今回、新たな収入源を確保するため、申請地と隣接地を一体的に利用し、太陽光発電施設を建設しようとするため、事業目的の変更を行うものでございます。  
以上、1件、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 1号 問題ありません。

議 長 その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

## 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議 長 次に、18ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 まず初めに、議案書の差替えについてお願いいたします。経営所得安定対策交付金の関係上、農地の権利移動日を調整する必要が議案書作成後に生じたため、利用権設定の件数に増減が生じたので、お手元に、変更後の議案書を配布させていただいております。

差替えいただきますのは、2ページ、18ページ、20ページ、26ページ、100ページの、計5ページ分となっております。

変更内容でございますが、2ページと20ページは、件数及び面積の変更。18ページは、件数の変更。26ページは、申請番号1157号、2件の削除100ページは1297号以降、5件の追加と、合計面積の変更となっております。よろしくお願いたします。

それでは、改めまして、ご説明させていただきます。件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。

詳細につきましては、議案書21ページから、101ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、502件、面積は、154万2,238.58㎡となっております。

また、所有権移転は、8件、面積は、1万8,648㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございました。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

## 非農地証明願いについて

次に102ページ、議案第6号、非農地証明願いについて、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 ○○番○○、○○番○○、○○番○○、○○番○○の、4筆について、○○氏から非農地証明願いが提出されております。

5月7日の総会前に、○○氏及び、○○自治会の関係者の方をお呼びして、双方の意見を聴取した結果、両者が改めて誓約書、謝罪文について協議するという結果になりましたが、いま現在、両者は協議中であります。以上でございます。

議長 以上のような経過ですが、いまだ両者協議中でありますので、本件は、保留ということで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、本件は、保留といたします。

次に、議案書 その2、2ページ、議案第7号、平成29年度西条市農業委員会 事業報告について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、「平成29年度西条市農業委員会事業報告について」概要を簡単に説明させていただきます。

総会議案書その2、3ページをお願いします。

29年度は 農業委員改選、農地利用最適化推進委員委嘱を始めとする組織活動体制の整備を進めてまいりました。

また、総会を始めとする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、新体制への円滑な移行と運営に努めるとともに、委員相互の連携、協調、相互研鑽と資質の向上に努めて参りました。

第2 会議に関する事項につきましては、昨年度開催した、総会、全員協議会、役員会、研修等の内容をまとめたものでございます。

次に6ページをお願いします。第3の遊休農地対策ですが、

1,836筆、158haを対象に、農地パトロールを実施し、約11haの改善が見られました。

第4 農地法等の申請による新規就農の面接につきましては、4件実施いたしました。委員の皆様におかれましては、新規就農者への、農業指導、育成等、今後ともよろしく願いたいと思います。

第5 和解の仲介は、ございませんでした。

続きまして8ページ、事務処理状況でございます。

はず初めに、議案書の訂正をお願いしたいと思います。8ページ

一番下、(5)の解約通知件数の解約面積でございます。

表中、1,048となっておりますが、正しくは、1,048,294でございます。誠に申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

それでは、改めまして、ご説明申し上げます。

農地法第3条の権利の移転関係からでございますが、307件、約24.5haの権利移動が行われました。

次に9ページ、農地法第4条、5条の転用の関係でございます。

4条が28件 約1.6ha、5条が 167件 約16haとなっております。目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっております、4条5条合わせまして、195件、約17.7haの転用がなされております。

次に、10ページでございます。第2 利用権設定等の状況ですが、新規契約と更新された件数、面積それぞれ合わせまして、1,977件、約638haとなっております。

次に、第3 認定農業者ですが、個人446名、共同体9団体、法人75法人、計530経営体が認定農業者となっております。

続きまして 第4の農業者年金に関する事項でございますが、受給者数が528名、待機者数が52名となっております。

11ページから12ページは、農業委員会関連の、1年間の会議等の状況等を記載しておりますので、お目通しいただけたらと思います。

続きまして、13ページ 平成29年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

先ほどの事業報告と説明が 重なるところがございますので異なるところのみを抜粋し、説明してさせていただきます。

13ページについては昨年度末の農業委員会の状況でございます。

14ページ、担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。1の現状でございます。これまでの集積面積 2,425ha、集積率は、41.8パーセントとなっております。

2の目標面積は、市の農業経営基盤促進に関する基本構想を参考にしており、311haの集積実績となっております。

3の目標の達成に向けた活動ですが 農地の意向確認調査を踏まえ、利用集積に向けた掘り起こしや、あっせん活動に勤めてきたところでございます。

次に、15ページ、新規参入の促進でございます。2の参入実績ですが、4経営体、2.1haとなっております。3の目標達成に向けた活動の中にもありますように、農業関係団体による農家相談会や、

事務局 遊休農地の情報の周知などを行っております。

続きまして、16ページ、遊休農地に関する措置でございます。

1の現状でございますが、遊休農地面積は106ha、率にしまして、1.8%となっております。

次に、17ページ、違反転用の現状につきましては、2.42haとなっております。

続きまして19ページ3 農地所有適格法人でございます。農地法6条により、農業生産法人は、毎年「事業の実施状況、決算状況などを農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。本市の農地所有適格法人は、現在、51法人となっております。

次に、4、情報の提供についてですが、賃借料情報については、市ホームページや事務局窓口にて公表しております。また、調査対象における件数は、利用権設定の賃貸借契約を参考にしております。

農家台帳上の整備につきましては、異動のあったものを中心に、随時手入れを行っております。

なお、13ページから20ページまでの点検・評価につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成29年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、報告いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件、原案どおり承認することといたします。

事務局 続きまして、21ページ、議案第8号、平成30年度西条市農業委員会事業計画(案)について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。22ページをお願いいたします。平成30年度事業計画案でございます。

重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。

1の基本方針ですが、本文、3行目から記載しておりますが、平成30年度も、3つの柱をもとに取り組んでまいります。一つ目は、

事務局 担い手への農地の集積、集約化、二つ目は遊休農地の発生防止、三つ目は 新規就農者の育成確保となっております。

2の重点課題ですが、(1) 農業委員会制度改正への対応、円滑な移行、組織活動体制の整備・強化に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(3) の、農地の集積と担い手確保・育成の推進、(4) の農地利用の最適化に向けた取り組みの指導については、農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

(5) は、前回総会にてご承認いただいた、1・1・1運動への取り組みでございます。24ページをお願いいたします。

こちらが西条市の推進要領案でございます。市の要領案は、前回、総会にてお示しさせていただいた、県推進要領を基に、作成しておりますので、大きく変わったところのみ説明させていただきます。

2 運動の目標の本文、3行目以降でございます。本市では、地域ぐるみで活動されているところも多いため、本来の目標である、1人、1年、1筆以上に加え、地域で取り組むことを想定した、1地区、1年、地区内委員人数以上の目標での実施でも、差し支えない旨の条文を追加しております。なお、活動記録記載の際は、個人の記録として配分し記載いただきますようお願いいたします。

続きまして、4の推進期間でございます。国、県は29年度からの3ヶ年ですが、本市は、30年度、31年度の2ヶ年とさせていただいております。

25ページに移りまして、(1) 意向調査の実施でございます。

ア、でございますが、本市では、独自に、農地バンク事業を行っておりますので、毎年実施している農地パトロールと、農地バンク事業を併せて活用し、遊休農地所等の所有者の意向把握に努めるとともに、イ、の、人・農地プラン所管課と連携を密にし、地域の実情把握に努めることとしております。

続きまして、6の留意事項でございます。今までは、委員の皆様の活動記録については提出を求めていませんでしたが、今年度から、提出をお願いしたいと考えております。毎年、活動記録簿を配布させていただいておりますので、そちらに活動内容等を記載していただき、ご提出をお願いします。独自様式で記録をされている方につきましては、現在、使われている様式でも結構です。

記載内容につきましては、座談会への参加、マッチングの仲介、斡旋、農家の方々からの相談受付等のようなことでも構いません。

県や農業会議から本運動の実績を求められることが十分考えられますので、ご協力をお願いいたします。

なお、提出は年1～2回程度を予定しており、最初の提出は、来

事務局 年の活動記録表をお渡しする予定の来年1月総会時にお願いた  
とと考えております。よろしくお願いたします。

以上で、西条市農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領案の  
説明を終わらせていただきます。

それでは、22ページに戻っていただきますようお願いいたしま  
す。

2 重点課題、(6)の遊休農地の解消対策ですが、そのひとつ方  
策として非農地判断に向けた取組みも推進したいと考えておりま  
す。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容は、昨年と同様です  
ので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

続きまして26ページ、平成30年度の農業委員会の目標及び  
その達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

こちらにつきましては、毎年度計画を立て、それを評価して、ま  
た次年度の計画を作成という流れになっております。

なお、本会におきましては、目標部分のみの説明とさせていただきます。

26ページは、30年度の農業委員会の現状となっております。  
後ほどご確認いただけたらと思います。

続きまして、27ページをお願いいたします。二つ目の表、2、集積  
の目標面積ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基  
に、年間60haの目標を上乗せした、2,796haとしております。

一番下の表、新規参入の目標は、昨年度と同数の、4経営体、  
5haとしております。

次に28ページをお願いいたします。二つ目の表、2の遊休農地解消  
の目標面積ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基  
に、年間10haの解消を目標としております。遊休農地調査の方法  
は、基本的には前年度と同様で、前年度の資料を基に、違反転用へ  
の対応も兼ねまして、農地パトロールを実施したいと考えておりま  
すので、ご協力をお願いいたします。

遊休農地調査後の利用意向調査については、所有者に対し、貸す  
意志があるかどうかを確認し、貸し付け可能な農地については、幹  
旋や利用関係の調整が行われるよう支援するために、担い手、もし  
くは中間管理機構、集落法人等へ情報提供いたしたいと考えており  
ます。

最後になりますが、29ページに、29年度の事業計画の予定を  
記載しております。ご確認ください。

なお、26ページから28ページまでの活動計画案につきましては  
は、先ほどの点検・評価と同様に公表が義務付けられておりますの



事務局	<p>で、本会でご承認いただけましたら、案の文字を削除した後、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上 簡単ではございますが、30年度事業計画案についての説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の方から、平成30年度事業計画案についての説明がございました。よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
〇〇委員	<p>27ページ、1現状と課題ですが、管内の農地面積5,770ha、これまでの集積面積2,736haとなっているが、これはどのような調査に基づく数字なのか。</p>
事務局	<p>管内の農地面積は、農業センサスに基づく数字である。集積面積については、農業水産課で作成している、農業経営基盤強化に関する基本構想において、農業水産課が集計している数字を記載している。基本構想においては、目標集積率を50%としており、委員の皆さんをはじめ、関係機関と連携して目標達成に向けて努力しているところである。</p>
〇〇委員	<p>西条市の現状を見ると、なかなか集積が進んでないように思えるのだが、50%くらいはできているということか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
議長	<p>その他、ご意見等ございませんか。</p>
〇〇推進委員	<p>30年度の事業計画で、案が取ればHPで公表すると事務局の説明がありましたが、もっと市民の皆さんに農業委員会の活動を知らしめるということで、「農業委員会だより」の発行を31年度に実現できるように検討をお願いしたい。</p>
事務局	<p>「農業委員会だより」の発行については、以前からお話が出ていた。発行している市町のお話を聞くなど、情報収集を行い、発行に向けて前向きに検討していきたい。</p>
〇〇推進委員	<p>市広報に折り込みを入れるといくらかの予算がかかるのか。確認していない。広報担当課に確認しておく。</p>

議 長	その他、ご意見等ございませんか
委員一同	異議なし。
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件、原案どおり承認することと、いたします。</p> <p>続きまして、もとの議案書、104 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。</p>
事務局	<p>平成30年4月14日から、平成30年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、38件。</p> <p>農地バンクへの農地登録申請を、1件、受理いたしました。登録に際しましては、特に支障はございませんでしたので、農地バンクへ登録するというので、ご了承願います。</p> <p>報告承認案件につきましては、以上となっております。</p>
議 長	<p>この件につきまして、何かご意見等、ございませんか。</p> <p>無いようでございますので、以上、報告承認案件を終了いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、全般的に何かございませんか。</p> <p>無いようですので、以上で総会を閉じます。長時間にわたり、慎重審議、ありがとうございました。</p>

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認

議案第6号 非農地証明願について 原案承認

議案第7号 平成29年度西条市農業委員会事業報告について 原案承認

議案第8号 平成30年度西条市農業委員会事業計画（案）について 原案承認

9. 閉会の日時

平成30年6月5日 午後3時10分